個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、岡山県個人情報保護条例(平成14年岡山県条例第3号)等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受託事業者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制 を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

- 第3 受託事業者は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業 場所を定め、書面により県に報告しなければならない。
- 2 受託事業者は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ県に報告しなければならない。

(秘密の保持)

- 第4 受託事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしては ならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 受託事業者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、 この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又 は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するも のとする。

(教育の実施)

第5 受託事業者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの(以下「個人情報取扱業務」という。)を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(収集の制限)

第6 受託事業者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の適正管理)

- 第7 受託事業者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の 防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わな ければならない。
 - 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個 人情報を保管すること。
 - 二 県が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
 - 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
 - 四 県の指示又は承諾がある場合を除き、県から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
 - 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びその バックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検する こと。

- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の 当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 受託事業者は、県の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 受託事業者は、県受託事業者間の個人情報の受渡しに関しては、県が指定した手段、日時及 び場所で行い、県から個人情報を提供された場合は、県に当該個人情報の預り証を提出しなけ ればならない。

(再委託)

- 第9 受託事業者は、県の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 受託事業者は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託 先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、 再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対す る管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、 その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、受託事業者は、再委託先に この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、県に対して、再委託先の全ての行為及び その結果について責任を負うものとする。
- 4 受託事業者は、再委託先との契約において、県及び受託事業者の再委託先に対する管理及び 監督の手続及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 受託事業者は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び 監督するとともに、県の求めに応じて、管理及び監督の状況を県に対して適宜報告しなければ ならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 受託事業者は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者 に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守 させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、受託事業者は、県に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 受託事業者は、この契約による業務を行うために県から提供を受け、又は自らが収集し、 若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、県の指示に 基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 受託事業者は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、県から立会い を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 受託事業者は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受託事業者は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用 ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないよう に確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

第12 受託事業者は、県から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人

情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに県に報告しなければならない。

(監査及び検査)

- 第13 県は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、受託事業者及び再委託先に対して、監査 又は検査を行うことができる。
- 2 県は、前項に規定する目的を達するため、受託事業者に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、受託事業者は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

- 第14 受託事業者は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに県に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、県の指示に従わなければならない。
- 2 県は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第15 県は、受託事業者が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に 関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託事業者は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、県に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 受託事業者の故意又は過失の有無を問わず、受託事業者がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、県に対する損害を発生させた場合は、受託事業者は、県に対して、その損害を賠償しなければならない。